

広島市告示（佐伯区）第 85 号
令和 8 年 8 月 26 日

下記の違法放置等物件について、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）
第 44 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定により令和 8 年 8 月 26 日に撤去し、保
管しましたので、同条第 3 項の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

- 1 種 類 等 軽自動車 1 台
 - (1) 車 名 ダイハツ〔151〕
 - (2) 型 式 DBA—LA100S（原動機の型式 KF）
 - (3) 用 途 乗用
 - (4) 自 事 別 自家用
 - (5) 形 状 箱型〔001〕
 - (6) 車両重量 810kg
 - (7) 車両総重量 1,030kg
 - (8) 構 造 長さ 339cm×幅 147cm×162cm
- 2 放 置 場 所 五日市駅北口広場送迎用駐車場
(広島市佐伯区五日市駅一丁目 11 番地先)
- 3 撤 去 日 令和 8 年 8 月 26 日（水）
- 4 保管開始日 撤去日
- 5 保 管 場 所 県道原田五日市線高架下
(広島市佐伯区五日市一丁目 8 番地先)
- 6 連 絡 先 佐伯区農林建設部維持管理課
(082) 943—9738